

【重要なお知らせ】

2019年4月1日午前0時から
第二阪奈有料道路の『回数通行券』は
ご利用できなくなります。

■ 回数通行券の利用終了・払い戻しや移管後の新料金に関するご案内のリーフレット（PDF）はこちら

2019年4月1日(月)午前0時をもって、第二阪奈有料道路はNEXCO西日本へ移管となり、同日より回数通行券でのご利用ができなくなりますので、ご注意ください。

■ 回数通行券の払い戻しについて

2019年3月31日(日)までに、ご利用されなかった回数通行券については、2019年4月1日(月)から2020年3月31日(火)（必着）までの間、郵送により払い戻しを受け付けさせていただきます。【払い戻し手数料無料】

■ 払い戻しの請求方法について

郵送による請求のみとさせていただきます。

以下①又は②の方法により、2019年4月1日以降にご送付下さい。

〔送付方法〕

- ① 払い戻し請求用専用郵送キット〔送料不要〕によるご送付
- ② 「【各申請用紙（PDF）】」の「料金受取人払郵便（簡易書留）あて名用紙」を使用した封筒によるご送付

①又は②を最寄りの郵便局にて、簡易書留で発送して下さい。

普通郵便の場合の不着等郵便事故の責任は負いかねます。

※ ①又は②の方法でご送付されない場合、送料はご請求者様のご負担となります。

【各申請用紙（PDF）】

- ・ 「料金受取人払郵便（簡易書留）あて名用紙」
- ・ 「回数通行券払い戻し請求書」
- ・ 「回数通行券払い戻し金額計算書」

【ご申請の際の参考資料（PDF）】

- ・ 「回数通行券（第二阪奈有料道路）の払い戻し手続きについて」 / 「回数通行券払い戻し請求書記入例」
- ・ 「新旧回数通行券の違い」 / 「新旧回数通行券販売価格一覧表」

※ ②の方法でご送付される場合、「料金受取人払郵便（簡易書留）あて名用紙」を印刷していただき、お手持ちの封筒の表面へ剥がれないように貼り付けていただいた上で、「回数通行券」と「回数通行券払い戻し請求書」を封入し（「回数通行券払い戻し請求書」のスペースが足りない場合は、「回数通行券 払い戻し金額計算書」も封入して下さい）、お近くの郵便局の窓口にて「簡易書留」扱いとお申し出下さい。

■払い戻し金額の返金方法について

お客様ご指定の金融機関への口座振替により払い戻しをさせていただきます。

(振込手数料は公社が負担します。)

奈良県道路公社からお客様のご指定口座への振込をもって、払い戻し金を受領されたものとみなします。

■払い戻し請求専用郵送キットの配布場所について

郵送キットは、下記の場所で2019年1月4日から配布し、2019年4月1日から郵送で受け付けます。

- ・小瀬・壱分 各料金所(一般レーンのみ)
- ・奈良県道路公社
大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎3階
- ・大阪府道路公社
大阪市中央区谷町3丁目1-18 NS21ビル4階
- ・第二阪奈有料道路管理事務所
生駒市壱分町87 (管理事務所での配布は、2019年3月31日までとなります)

■その他

① 払い戻しにあたり、回数通行券が本物かどうか確認させていただきます。
万一偽造されたものと認められた場合、警察へ通報し、お客様に事情をお聞きします。

② 払い戻しのご請求から振込みまで、早急な手続きに努めますが、ご請求の集中や回数通行券の確認に時間がかかることが予想され、お振込の完了までに概ね1ヶ月程度を要することがあります。ご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

■お問い合わせ先（平日9：00～17：00）

奈良県道路公社 TEL:0743-51-0253

大阪府道路公社 TEL:06-6941-2511